

許可事務の流れについて 【農地法第3条(農地の売買及び貸借)】

- 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、その要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- 朝倉市農業委員会では、申請書の受理から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間と定め、迅速な許可事務に努めております。

申請についての相談

- ◆ 農業委員会事務局までお越しいただくかお電話をお願いいたします。
【問い合わせ先】
住所: 福岡県朝倉市甘木232番地1
電話: 0946-52-1896

申請書の記入 必要書類の準備 申請書の提出

- ◆ 申請内容に応じて、申請書にご記入ください。
申請書は、[農業委員会事務局](#)もしくは[市のホームページ](#)にて入手できます。
- ◆ 必要書類については、別添の『必要書類一覧』をご参照ください。

申請書の受理

- ◆ 農業委員会事務局へご提出ください。
場所は、本庁舎2階(朝倉市甘木232番地1)にあります。

申請内容の審査

- ◆ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

農業委員会総会

- ◆ 農業委員会定例総会にて農業委員会の意思決定を行います。

許可書の交付

- ◆ 許可書交付の準備が整いましたら、郵便にて交付内容についての文書を送付いたしますので、ご足労ですがその通知書を持って、農業委員会事務局までお越しください。

標準処理期間
4週間

